

令和5年 第4回（6月） 筑紫野市議会定例会

【総務市民委員会 委員長報告】

「議案第39号 筑紫野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定」の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、スマートフォンを利用した公的個人認証サービスが開始されることにより、多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付申請に関する改正を行うものです。

委員会では、「なりすまし」などが懸念されるが安全性は担保されているのか、との質疑があり、執行部からは、スマートフォンに搭載した利用者証明用電子証明書を利用するためには暗証番号の入力や生体認証を行う必要があるため安全性は担保されている、との答弁がありました。

また、施行期日が未定だが、なぜ今回条例改正を急ぐ必要があるのか、との質疑があり、執行部からは、開始日が決まり次第、すぐに対応できるようにするため、あらかじめ改正を行うものである、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。